

ICT サポーター活用事業実施要綱

令和3年10月1日 教育長決定

(目的)

第1条 この事業は、東京都教育委員会が実施している「企業・大学・専修学校等と連携した都内公立小中学校のデジタル活用支援」に基づき、板橋区立小・中学校に ICT 支援ができるボランティアスタッフ（以下「ICT サポーター」という。）を配置することで、授業等における ICT 活用の支援の充実を目的とする。

(配置する学校)

第2条 東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が選定した区立小・中学校に ICT サポーターを配置する。

(委嘱)

第3条 教育委員会は、ICT サポーターを希望する者に様式1の誓約書を提出させ、第4条に規定する支援を行わせることができる。ただし、衛生管理上、次に掲げる者は除く。

- (1) 伝染の恐れのある疾病のある者
- (2) 支援を行う学校（以下「配置校」という。）の正常な教育活動を妨げる恐れのある者

2 委嘱の期間は1年とし、年度をまたがる委嘱はできないものとする。

(支援内容)

第4条 ICT サポーターは、教育委員会及び配置校の校長の指揮監督の下に、次に掲げる支援を行うように努めること。

- (1) 授業中や授業外の時間における児童、生徒、教員等に対する端末操作等の支援
- (2) 動画や課題等の教材作成等における技術的支援
- (3) 前2号のほか教育委員会が必要と認める支援

(業務回数及び時間等)

第5条 第4条の支援は、原則として、8時30分から17時30分までの中で実施する。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(服務)

第6条 ICT サポーターは法律に定めがある場合、又は教育委員会の許可があった場合を除き、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が満了した後も同様とする。

2 ICT サポーターは、教育委員会から委嘱された者として、その業務の信用を傷つけ、又はその業務全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(ICT サポーターの解嘱)

第7条 教育委員会は、ICT サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、委嘱期間満了前でも ICT サポーターを解嘱することができる。

- (1) 制約書(様式1)の遵守事項に背いた場合
- (2) 教育現場で活動する者としてふさわしくない非行があった場合
- (3) アカウント情報等、教育委員会の情報を漏えいしたとき。
- (4) 教育委員会の都合により、配置の必要がなくなったとき。
- (5) 心身の故障等のため、業務の遂行が不可能となった場合
- (6) 教育委員会が解嘱することを適当と認めたとき。

(謝礼の額及び支払方法)

第8条 ICT サポーターに対する謝礼の額は別表に定める。

2 配置校は、様式2の出勤表を月ごとに作成し、翌月の5日までに教育委員会に提出する。

3 謝礼の支払いは月の委嘱回数に応じた額を口座振替の方法により行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表

要件	謝礼額
1日1回(時間の条件は無し)	1,000円